

1 ヒアリング期間…令和4年7月11日～8月26日

2 調査項目

本年度は、物価高騰等も踏まえ、種目や型式にこだわらず、幅広く意見を聴取することとした。

- ・ 現状の問題
- ・ 提案する解決策

3 ヒアリング団体

30団体に照会を行い、21団体から計69件の回答があった。

4 要望に対する回答

- ① 令和5年度告示改正で対応するもの（3件）
- ② 今後調査研究等において、精査をすすめるもの（22件）
- ③ 補装具費支給制度において対応する普遍的な必要性を明らかにしていただく必要があるもの（5件）
- ④ 特例補装具として取扱うことが適当と考えられるもの（4件）
- ⑤ 現制度で対応が可能なもの（17件）
- ⑥ 補装具の定義に該当せず、他の制度との関係性を整理する等、さらなる情報収集等が必要であるもの（4件）
- ⑦ 支給状況等にかんがみ、慎重な対応が必要と考えられるもの（7件）
- ⑧ 本手続きに該当しないもの（7件）

5 ヒアリング結果を受けての方針(①ー⑫)

(1) 本年度中に対応するもの

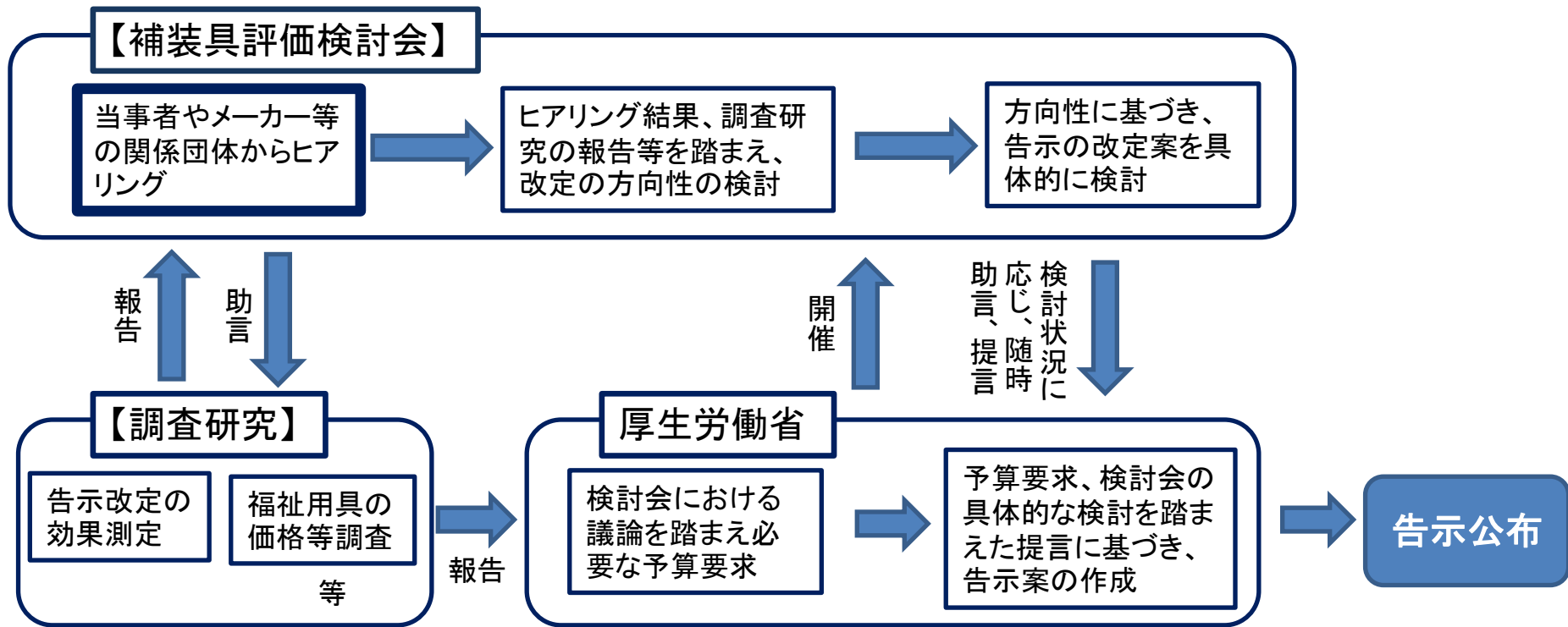
- ① 判定業務の弾力化:事務連絡において「重度の障害のある方、遠隔地に住む方等の利便を考慮する必要がある」場合はオンライン、動画又は訪問による判定可能な旨周知
- ② 耐用年数の見直し:事務連絡において柔軟な対応を周知(特に児童)
- ③ 電動6輪車の名称追加:事務連絡において特例補装具として対応の旨周知
- ④ 盲ろう者への1種目2個支給:事務連絡において1種目複数個支給可能な旨周知
- ⑤ 修理基準「足底裏革交換」適用例の明記:告示改正
- ⑥ 意思伝達装置の定義からプリンタ削除:告示改正(本年度前倒しで対応)
- ⑦ (義足)ダイレクトソケットの基本価格:告示改正

(2) 令和6年度に向けて検討を要するもの

- ⑧ 臥位保持装置の新規種目収載:「姿勢保持装置」として令和6年度告示改正で対応
- ⑨ 骨固定型及び貼付型補聴器の新規収載:次年度以降も引き続き検討
- ⑩ 人工内耳修理基準の人工聴覚器全般への拡大:次年度以降も引き続き検討
- ⑪ 人工聴覚器対外装置固定用イヤーマールドの支給:次年度以降も引き続き検討
- ⑫ 差額自己負担:次年度以降も引き続き検討

6 ヒアリング団体について

本年度から日本障害者コミュニケーション支援協会を追加
次年度から全国知事会を除外(申し入れによる)



<ヒアリング先>

(メーカー)

- 日本義肢協会
- 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 日本福祉用具供給協会
- 日本車椅子シーティング協会
- 日本補聴器工業会
- 日本障害者コミュニケーション支援協会
(本年度から追加)

(学術団体)

- 日本義肢装具学会
- 日本整形外科学会
- 日本リハビリテーション医学会
- 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
- 日本眼科学会

(職能団体等)

- 日本眼科医会
- 日本義肢装具士協会
- 日本理学療法士協会
- 日本作業療法士協会
- 日本言語聴覚士協会

(行政)

- 全国知事会(来年度から削除(※))
- 全国市長会
- 全国町村会
- 全国身体障害者更生相談所長協議会

(当事者団体等)

- 日本視覚障害者団体連合
- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 日本身体障害者団体連合会
- 全国盲ろう者協会
- 全国脊髄損傷者連合会
- 日本ALS協会
- 全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国身体障害者施設協議会

(※) 申し入れによるもの